	⑵　アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑶　局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑷　加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ４　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。 局ごと加入者交換機投資額 ＝加入者交換機ユニット数 ×加入者交換機ユニット当たり単価 ＋回線共通投資額 ＋加入者交換機直収電話端子数 ×加入者交換機直収アナログ電話回線単価 ＋加入者交換機直収総合デジタル通信端子数 ×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価 ＋最繁時総呼数 ×最繁時総呼数単価 ＋最繁時呼量投資額 ＋対向局設置遠隔収容装置ユニット数 ×局設置遠隔収容装置対向基本部単価 ＋局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス数 ×局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス単価 ＋加入者交換機中継52Mパス数 ×加入者交換機中継52Mパス単価
局設置遠隔収容装置	１　局設置遠隔収容装置の設置基準 局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が１万２千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。